

## 司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の実施について

令和2年9月16日  
司法試験委員会

第198回国会において、司法試験法（昭和24年法律第140号）が改正され、令和4年から実施される司法試験予備試験に関し、論文式による筆記試験の科目として、専門的な法律の分野に関する科目（選択科目）が導入され、この選択科目を法務省令で定めることとされました（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）第4条の規定による改正後の司法試験法第5条第3項第2号）。

また、この法務省令を制定又は改廃する際には、法務大臣は、当委員会の意見を聴かなければならないとされています（同法第6条）。

当委員会では、令和元年7月16日、法務大臣の諮問を受け、司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定を検討しています。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領により意見の募集をいたします。

## &lt;意見公募要領&gt;

## 1 意見公募対象

「司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定について」

## 2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口 e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp/>）において掲載

## 3 意見公募期間

令和2年9月16日（水）から同年10月15日（木）まで（必着）

## 4 意見送付要領

御意見のある方は、御意見とともに氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

## ○ 郵送の場合

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省内

司法試験委員会「司法試験予備試験意見募集係」宛て

## ○ 電子メールの場合

電子メールアドレス jinji06@i.moj.go.jp

※ 件名に「司法試験予備試験意見募集」と明記してください。

※ コンピュータウイルス対策のため添付ファイルを開くことはできません

るので、必ずメール本文に御意見を御記入ください。

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03-3592-7603

※ 件名に「司法試験予備試験意見募集」と明記してください。

5 注意事項等

御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御了承ください。

- (1) 提出していただく御意見は、日本語に限ります。
- (2) 電話による御意見は受け付けておりません。
- (3) 頂いた御意見に対して、個別の回答はいたしかねます。
- (4) 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- (5) 頂いた御意見の内容は、必要に応じ公表することがあります。

6 問合せ先

法務省大臣官房人事課

電話：03-3580-4111（内線2131）